

用語解説

あ	
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を都道府県知事に提出し認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称で、過度に農薬や化学肥料に頼らない環境保全型農業の経営者のこと。
沿道景観	道路に面する、或いは周辺にあって、道路から眺望できる景観。
污水处理施設	下水道、農業集落排水、浄化槽など、家庭や事業所から排出される汚水を処理する施設。
か	
街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
回遊性	買い物客や観光客などが、店舗内や商店街などを歩き回ること。
笠戸岩国自然休養林	林野庁が、人と森林とのふれあいの場として全国各地の国有林 89 箇所（H27.4.1 時点）に設定している「自然休養林」のひとつで、下松市の笠戸島及び岩国市の城山に指定されている。
河道掘削	洪水を安全に流下させるために、河床を掘り下げたり、河岸を掘削する行為。
キスアンドライド	自宅から最寄りの駅またはバス停まで、家族に自家用車で送迎してもらい、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。
きょうあい 狭隘道路	消防車や救急車が通行できないような、幅員の狭い道路。行政計画では、建築基準法で建築物の敷地の接道が義務付けられている幅員 4 m に満たない道路を指す。
教育・研究機関	大学や高等専門学校などの教育及び研究を行う組織や、公的な研究施設、企業等の研究施設等の総称。
供給処理施設	都市施設のうち、上水道などの供給施設、及び下水道や廃棄物処理場などの処理施設の総称。
行政計画	総合計画や都市計画マスタープランなど、行政が一定の公の目的のために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示するもの。
拠点ネットワーク	拠点地区を道路網及び公共交通機関で接続し、拠点相互の連携を可能とする構造。
玖珂盆地	二級河川島田川の中流部に形成された盆地。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

(経済の)グローバル化	国や地域を越え、地球規模で資本や情報のやりとりが行われるようになること。
景観ウォッチャー	岩国市景観ワークショップの市民参加者。岩国市の景観を再発見する活動を行っており、協働の景観づくりのリーダー的な役割も期待されている。
景観行政団体	景観法により定義される、景観行政を司る行政機構。景観法に基づいた景観計画を定めることができる。(景観法第7条)
景観協定	景観計画区域内の一定の区域内において、関係権利者の全員の合意のもとに、建築物等の規模や形態、壁面の位置や色彩、緑化などについて取り決める協定。(景観法第81条)
景観計画	景観行政団体が景観法の手続きに従って定める良好な景観の形成に関する計画のことで、景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定める(景観法第8条)。
景観重要建造物	景観計画に定められた指定の方針に則して景観行政団体の長が指定した、良好な景観の形成に重要な建造物。(景観法第19条)
景観重要樹木	景観計画に定められた指定の方針に則して景観行政団体の長が指定した、良好な景観の形成に重要な樹木。(景観法第28条)
建築協定	建築基準法などの一般的制限以外に、住民自身が、関係権利者の全員の合意のもとに、建築の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定。(建築基準法第69条)
建築形態規制	建築基準法の規定の一部で、建ぺい率や容積率、道路斜線や隣地斜線制限等、建築物の形態に関する制限全般のこと。
広域幹線道路	他都市との間を連絡するなど、主として都市の範囲を超えた広域的な移動を目的に利用される幹線道路。
公共下水道	都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公衆用水域の水質保全を図るため、主として市街地の污水や雨水を排除し、または処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、污水を処理する終末処分場を有し、污水を流す管の大部分が地中にある構造のものを言う。
高次都市機能	住民生活や企業の経済活動に対して、行政、教育・文化、情報、商業、交通、レジャーなどの様々な各種サービスを提供し、都市自体が持つレベルの高い機能で、都市圏を越えて広域的に影響のある機能。
交通結節点	鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように交通動線が集中的に結節する箇所。
高度地区	都市の合理的土地利用計画に基づき、将来の適正な人口密度、交通量その他都市機能に適應した土地の高度利用及び居住環境の整備を図ることを目的として、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地域地区。(都市計画法第8条第1項)

高度利用	土地を高容積で利用し、都市機能の集積を図ること。
後背住宅地	幹線道路沿道等のエリアの、後背部にある住宅地。
国立公園	すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定される自然公園の一つ。自然公園においては、自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。
さ	
細街路	建築基準法で接道が義務付けられている幅員が4mに満たない道路。
3R	循環型社会を構築するための仕組みで、リデュース（Reduce: 廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse: 再使用）、リサイクル（Recycle: 再資源化）の頭文字をとって3Rと称する。
再生可能エネルギー	資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー（太陽光、風力、水力など）をいう。（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項）
市街地の再編	人口減少社会の中で、すでに市街化している土地（既成市街地）において、一定の人口密度のまとまりを維持・形成することを目指し、土地利用を再編すること。街区の再編や機能の集約、道路網の再編、空地の集約と活用等、人口密度のバランスに応じた土地利用へと改善することを目指すこと。
視点場	優れた景観を眺望することができる場所。
集約型都市構造 （集約型都市づくり）	空間の高度利用と公共交通ネットワーク整備により、環境負荷とエネルギー消費が小さく、かつ都市機能の維持コストが小さいコンパクトな都市構造を保つ、自然、生活環境重視の中規模都市のこと。
しゅんせつ 浚渫	海底・河床などの土砂を、水深を深くするために掘削すること。
森林計画制度	森林法及び森林・林業基本法に基づき、森林が有する多面的な機能に応じて森林施策を誘導し、森林の保護及び林業基盤の維持・強化を図る制度。
水源涵養	雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節すること。
生活道路	主として地域住民の生活に資する道路で、住宅等と地区幹線道路等の幹線道路を結ぶ道路。
総合計画	自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していく市町村の最高位に位置する計画。
た	
大規模集客施設	店舗、飲食店、展示場、遊技場等の床面積の合計が10,000㎡を超える施設。

地域循環型都市 (地域循環型社会)	市街地、農業集落、中山間部など都市を構成する様々な地域の特性を活かし、これら地域間のつながりを前提として、資源やエネルギー、生産物、更には人々の交流など、様々な要素が循環し連携するシステムに支えられた社会構造。
地域幹線道路	生活拠点間を連携するなど、主として地域内を移動することを目的に利用される幹線道路。
地域地区	都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの(都市計画法第8条第1項)。
地域づくり	本計画においては、地域単位の視点によるまちづくりのこと。
地区幹線道路	日常生活レベルの移動を目的に利用される、地区内の主となる道路。
地区計画	一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画として定める計画制度(都市計画法第12条の5)。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一種で、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
中心市街地活性化基本計画	モータリゼーションの進展や商業店舗の郊外立地などのために空洞化が進行している中心市街地をテコ入れするため、『中心市街地の活性化に関する法律』に基づき作成する、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な計画。
超高齢社会	高齢化がさらに進み、総人口に占める65歳以上の割合が一般的に21%を超えた社会のこと。
低炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。
低未利用地	主として市街地内の空地、空家や空店舗の敷地など、有効に利活用されていない土地。
特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く。)内において、その良好な環境の形成等を行うために、特定の建築物などの建築を制限する地域。(都市計画法第8条第1項)
都市幹線道路	都市・地域拠点間を連携するなど、主として都市内を移動することを目的に利用される幹線道路。
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、原則として、都道府県が指定する。(都市計画法第5条第1項)

都市づくり	本計画においては、全市的な視点によるまちづくりのこと。
都市再生特別措置法	急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（「都市の再生」）を図り、あわせて都市の防災に関する機能を確保することを目的として定められた法律。
都市福利施設	教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市居住者等の共同の福祉または利便のために必要な施設。（中心市街地の活性化に関する法律第7条第4項）
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	「土砂災害警戒区域」とは土砂災害により危害のおそれのある区域、「土砂災害特別警戒区域」とは建築物に損壊が生じ著しい危害のおそれがある区域として、土砂災害防止法に基づき知事が指定したもの。なお、土砂災害とは急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの3現象をさす。
土地利用フレーム	人口推計や産業推計に基づき、将来必要と算出される住宅地や商業地、工業地等の規模。
な	
農業振興地域の整備に関する法律	総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進して、農業の健全な発展を図ることを目的とした法律。
農地転用許可制度	優良農地を確保するため、農地法に基づき、農地を優良性や周辺の土地利用状況等により区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導すること等を目的とした制度。
は	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲等を地図化したもの。
パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするとき、広く公に（パブリック）、意見・情報・改善案（コメント）などを求める手続きをいう。通称、パブコメ。
バリアフリー	直訳すれば障害をなくすという意味で、都市計画の分野においては、主として建物内や道路、公共交通機関などの段差の解消、点字ブロックや手すりの設置、歩道内の無電中化等が該当する。
パークアンドライド	自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。
風致地区	都市における風致（自然的景観）を維持するために定められる地域地区。建築物の建築等に対する規制を行うことにより、風致の維持を図る。（都市計画法第8条第1項）
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第2条第1項第5号）。

フードマイレージ	食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもの。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなり、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。
ま	
まちづくり	住みよいまちとするための活動全般のことで、都市基盤整備だけでなく、ソフト施策や住民主体の活動等を含んだもの。
水辺の環境軸	河川沿いや海岸など、水、水際、緑地などが一体となり、親水空間や多様な生物の生息空間など良好な自然環境が連続するもの。
や	
UJI ターン	Uターン・・・地方出身者が、再び出身地に移り住むこと Jターン・・・地方出身者が、出身地には戻らず、都市と出身地の間の地域に移り住むこと Iターン・・・都市で生まれ育った者が、地方に移り住むこと
ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者だけでなく、すべての人にとって使いやすいデザインのもの。バリアフリーをさらに発展させた考え方によるもので、誰もが共有できるものを目指している。
用途白地地域	非線引き都市計画区域における、用途地域が定められていない土地の区域。
用途純化	地域の特性に応じて、住宅、業務、商業、工業の各施設の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ること。
用途地域	都市計画法の地域地区の一種で、市街地における適正な土地利用を図るため、その目標に応じて12種類に分け、建築基準法と連動して、建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加える制度。（都市計画法第8条第1項）
予約乗合（デマンド）	予約型の運行形態の輸送サービス。福祉輸送（要介護者、身体障害者等の公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、必要な介助等と連続、または一体に行われる個別的な輸送サービス）や特定施設の送迎サービス等は含まない。
ら	
流通業務機能	トラックターミナル、倉庫、卸売市場など、流通業務施設による都市機能。
緑地協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度（都市緑地法第45条、第54条）。
六次産業化	農林漁業生産（一次）から加工（二次）・販売（三次）までを一体化する等、農林漁業者等による事業の多角化及び高度化を進めることにより、農林地域資源を活用した新たな産業の創出を促進すること。
わ	
ワークショップ	公共施設の整備やまちづくりなどのテーマに対して、様々な立場の人が共同作業により技術や知恵を出し合うもので、住民参加型のまちづくり手法として活用されている。

岩国市都市計画マスタープラン(改訂版)

◎策定：平成 23 年 3 月 25 日

◎改訂：平成 29 年 3 月 31 日

◎編集：岩国市 都市建設部 都市計画課

〒740-8585 山口県岩国市今津町 一丁目14番 51号

TEL.(0827) 29-5161 FAX.(0827) 24-4207

E-mail:toshikei@city.iwakuni.lg.jp

